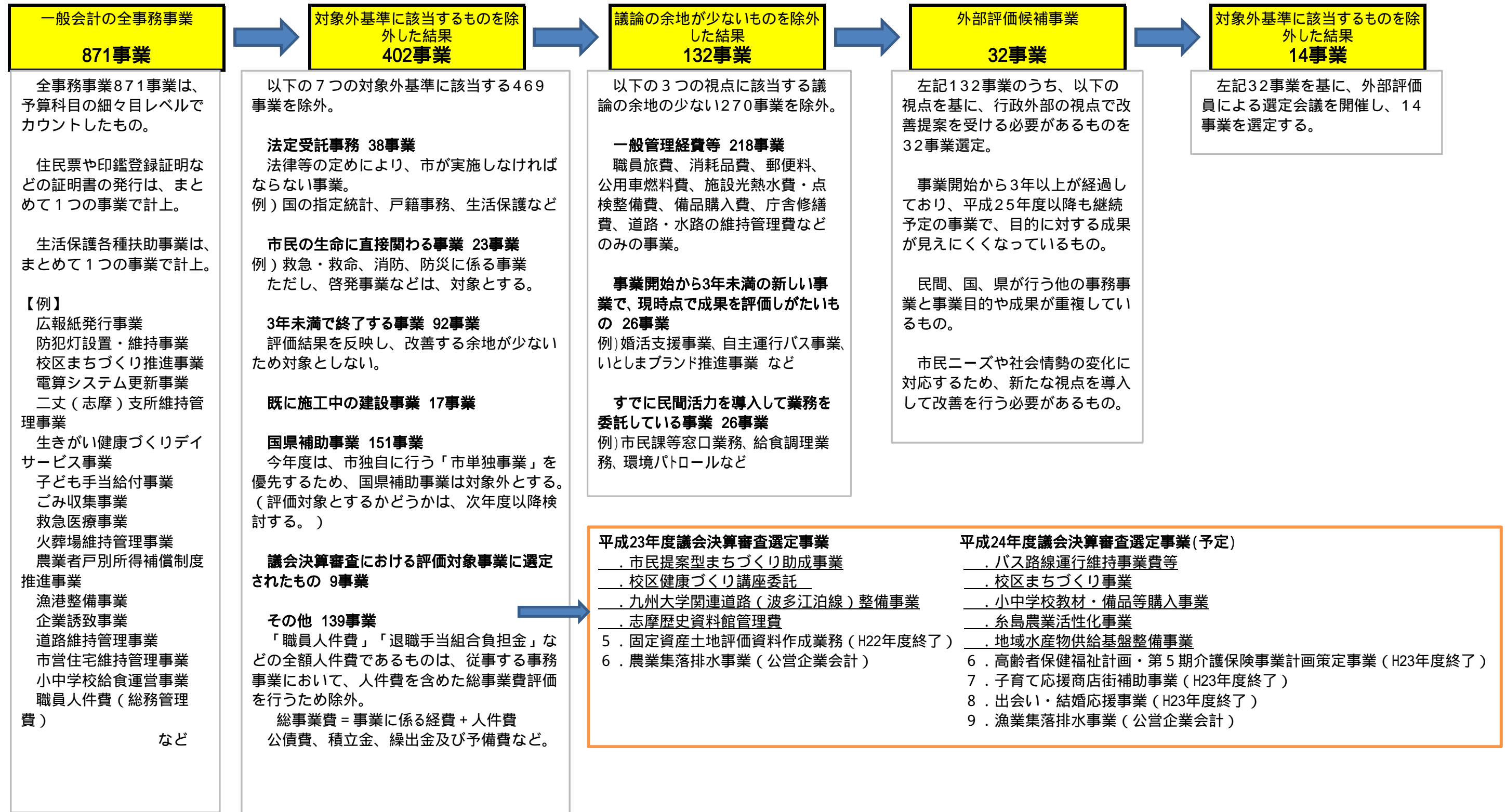


## 外部評価事業選定経過



## 評価結果の取扱い

外部評価の結果が最終結論ではない。  
外部評価で事務事業の改善に向けた指摘・提案を受け、各部課で再度事業を練り直し、市長が決定する。

ただし、評価結果は最大限尊重する。  
外部評価員による客観的な評価の結果は最大限尊重し、事業の見直しに反映する。  
よって、特に「廃止」の判定が出されては困るものは、確実な理論武装や資料の準備を行い、外部評価の場で明確に反論すること。

評価結果と異なる見直し結果となった場合は説明責任を果たす。  
外部評価を受け、行政内部で見直しを行った結果、評価結果と異なる判断をした場合は、外部評価員に対する周知を行うとともに、広報やホームページでも周知する。